

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

令和4年5月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100135号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200003号

## 第1 結論

昭和51年3月から昭和61年3月までの請求期間、昭和61年4月及び同年5月の請求期間並びに昭和63年11月及び同年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年3月から昭和61年3月まで  
② 昭和61年4月及び同年5月  
③ 昭和63年11月及び同年12月

私は、昭和51年3月頃にA市B区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は、同区役所から送られてきた納付書で、毎月遅れることなく、C社会保険事務所(当時)、A市役所又はB区役所の窓口、A市内の郵便局等の金融機関で納付していたはずである。請求期間①、②及び③について、国民年金に未加入又は保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和51年3月頃にB区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を毎月遅れることなく納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者に係る外国人登録原票及び除籍謄本により、請求者の帰化年月日が昭和59年8月\*日と記録されていることが確認できることから、昭和57年1月1日より前は、外国籍である者は国民年金の適用除外とされていたことから、請求期間のうち昭和51年3月から昭和56年12月までの期間については、制度上、国民年金に加入することができない。

また、請求者が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として、昭和61年4月1日と記載されており、当該資格取得年月日はオンライン記録と一致している上、オンライン記録において、当該被保険者の資格取得に係る資格処理日は同年5月20日であり、請求者の国民年金の加入手続は同年5月頃に行われたことが推認できることから、加入手続き時期について請求者の主張と一致しないほか、請求期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者は、当該期間の国民年金保険料についても、請求期間①と同じく、B区役所から送られてきた納付書で、毎月遅れることなく、主としてC社会保険事務所において納付しており、他にA市内の郵便局等で納付していた旨主張している。

しかしながら、当時、社会保険事務所で納付可能な国民年金保険料は、過年度分の保険料であり、B区役所作成の納付書により現年度分の保険料を社会保険事務所で納付することはできない上、A市は、平成10年3月までは、郵便局は同市指定の金融機関ではなかったため、同区役所作成の納付書により郵便局で保険料を納付することはできない旨回答していることから、請求者は、請求期間②及び③当時の保険料納付に関する記憶が明確ではないと認められ、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、日本年金機構が保管するA市B区における国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表により、昭和61年4月から平成5年6月までの期間に係る国民年金保険料の収納記録を確認することができるが、請求期間②及び③の保険料が納付されたことを示す収納記録は見当たらず、これらの収納記録はオンライン記録と符合しており、不自然な点は見当たらない。

- 3 請求期間①、②及び③について、外国人登録原票及び戸籍の附票によると、当該期間の大部分において、請求者はA市B区以外に住所を異動していないことが確認でき、請求期間が複数存在し、当該請求期間の合計月数は125か月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100191号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200004号

## 第1 結論

平成21年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月及び同年8月

私は、平成21年7月5日に免除申請書をA市役所に郵送し、国民年金保険料の免除申請手続を行ったが、年金記録では、請求期間について、保険料が免除ではなく未納とされている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の前年度の免除申請手続を行った際、窓口の担当者に請求期間の免除申請書を記載してもらい、当該申請書を平成21年7月5日に郵送によりA市に提出したと主張している。

しかしながら、請求者の戸籍の附票によると、請求者は、請求期間当時、A市に住民登録していたことが確認できるところ、同市は、電算システムにおいて、請求期間前後の請求者に係る国民年金保険料の免除申請記録は確認できるものの、請求期間の免除申請記録は確認できない旨回答している。

また、A市を管轄とするB年金事務所は、国民年金保険料の免除申請に係る関係資料について、保存されている平成20年度の免除申請書の中に、保険料の免除が承認されている請求期間直前の期間(平成20年10月から平成21年6月まで)の請求者に係る免除申請書及び関係資料は確認できるが、平成21年度の免除申請書の中に、請求者の請求期間に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。